

欧州委員会，EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2009 を公表

2010 年 7 月 26 日

JETRO テクニカルセンター

欧州委員会は、7 月 22 日、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2009 (Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right; Results at the EU Border - 2009) を公表した。2009 年の特徴は、差止件数及び差止点数共に減少した点。同委員会は、この減少を景気停滞の影響によるものとしている。

報告書の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 差止件数は 43,572 件であり、2008 年の 49,381 件に比べ減少。特に減少率が大きかった分野は、CD/DVD (-92%)、電気機器 (-44%)、靴 (-29%)。件数の多かった分野は、衣料品 (27%)、時計 (9%)、衣料品 (8%) 等。
- ・ 差止点数は約 11,800 万点であり、2008 年の約 17,900 万点に比べて減少。
- ・ 差止点数が最も多かったのは、タバコ (19%)。続いて、その他タバコ製品 (16%)、ラベル/タグ/エンブレム (13%) 等。ただし、後に非侵害品と判明したり当局からの通知に対して権利者が応答しなかった等により差止が解除されたものを除くと、その他タバコ製品 (19%)、タバコ (17%)、ラベル/タグ/エンブレム (16%)、医薬品 (8%) の順となる。
- ・ 商標侵害が疑われ差し止められた製品のうち、食品・飲料、パーソナルケア製品、医薬品、家庭用電化製品及び玩具等、市民の健康や生命に危害が及ぶ可能性のある製品は、1,700 万点、全体の 18%に及ぶ。
- ・ 差し止めの理由 (点数ベース) は、商標権侵害の割合が 90%で大半を占める。次に多いのは特許 (5%) であった。
- ・ 全体では、引き続き中国が知財侵害品の最大供給国であり、差止点数の 64% (前年は 54%) を占めた。しかし分野別にみると、食品はトルコ、玩具はエジプト、医薬品およびライターは UAE がそれぞれ首位となった。

— プレスリリースと報告書の本文は、欧州委員会のホームページを参照 —

[Press Releases](#)

[Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right; Results at the EU Border - 2009](#)

(以上)